

伊勢市公報

第391号
令和4年2月21日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則	2
○ 伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会規則	4
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	7
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	13
告 示	
○ 指定受託納付者の指定について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 地籍調査の実施について	18
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	19
○ 市議会定例会の招集について	21
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	22
選挙管理委員会告示	
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	23
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	24
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	27
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	28
公 告	
○ 公示送達	29
○ 農用地利用集積計画について	31
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	32

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和4年2月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第4号

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、広報いせ印刷業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、情報戦略局広報広聴課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会規則をここに公布
する。

令和4年2月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、スマートシティ推進事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市スマートシティ推進事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、情報戦略局デジタル政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 6 号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号を次のように改める。

介護保険 { 要介護・要支援認定
要介護・要支援更新認定 申請書
要介護・要支援認定区分変更

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請します。 新規申請 更新申請 区分変更申請 申請年月日 年 月 日

被 保 険 者	被保険者番号							個人番号						
	医療保険者名 (医療保険者番号)	()						医療保険 被保険者証 記号-番号-枝番	— —					
	氏 名	フリガナ						生 年 月 日	年 月 日					
								性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
住 所	〒						電 話 番 号	— —						
更 新 ・ 変 更 認 定 申 請 の 場 合	前回の要介護認定の 結 果 等	要支援 1 2	要介護 1 2 3 4 5											
		有 効 期 間	年 月 日から					年 月 日まで						
	変更申請理由 ※区分変更申請の場合													
訪 問 調 査 先 (上記住所と異なる場合)	〒						<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 介護保険施設等 電話番号 — — (施設名)							
調 査 日 程 等 連 絡 先	氏名 (被保険者との関係)						電話番号 — —							
認 定 結 果 の 希 望 送 付 先	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 訪問調査先 <input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> その他()													
申 請 者	氏 名 ・ 名 称 提出代行の場合は□ にチェックしてくだ さい。	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 指定介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院						被保険者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> その他 ()						
		住 所 ・ 所 在 地	〒						電 話 番 号 — —					

※申請者が被保険者本人の場合は、申請者住所・電話番号は記載不要です。

主 治 医	医 師 名					医 療 機 関 名				
	所 在 地	〒				電 話 番 号	— —			

※第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入

特 定 疾 病 名			
-----------	--	--	--

- 1 主治医、担当調査員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等の関係人から審査判定結果について照会があった場合、審査判定結果を提示することに同意します。
- 2 更新申請において、現在受けている要介護（支援）認定の有効期間内に要介護（支援）認定を行うことができる場合であれば、申請日から30日を超えて処分を行う場合であっても、処理見込期間とその理由の通知（延期通知）を省略することに同意します。

年 月 日

本人氏名 _____

(注) 1 介護保険被保険者証をお持ちの方は添付してください。

2 医療保険被保険者証を提示してください。

様式第 14 号を次のように改める。

様式第14号（第14条関係）

介護保険サービスの種類指定変更申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者	氏 名	被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()
	住 所	〒 _____ 電話番号 — —	

※申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要です。

被 保 険 者	被保険者番号												
	個人番号												
	医療 保 険	保険者名						保険者番号					
		被保険者証	記号				番号			枝番			
	フリガ 氏 名						生年月日	年 月 日					
							性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
	住 所	〒 _____ 電話番号 — —											
	現に受けて いる要介 護・要支援認 定の内容	要支援 1 2	要介護 1 2 3 4 5										
		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで										
	変更申請内容	<input type="checkbox"/> 新たなサービス指定を受けることを求める。 サービス名() <input type="checkbox"/> 現に受けているサービスの種類記載の削除を求める。 サービス名()											
変更申請理由													

主 治 医	医師名				医療機関名			
	所在地	〒 _____ 電話番号 — —						

※第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入してください。

特 定 疾 病 名	
-----------	--

- (注) 1 介護保険被保険者証をお持ちの方は添付してください。
2 医療保険の被保険者証を提示してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

令和4年2月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表水道事業収益の部営業収益の款受託工事収益の項の次に次のように加える。

他会計負担金	消火栓等に要する経費	
	その他他会計負担金	
他会計補助金		他会計補助金

別表第1の1の表水道事業収益の部営業収益の款その他営業収益の項中

手数料	設計審査手数料、工事検査手数料等	を
他会計負担金		
他会計補助金		

手数料	設計審査手数料、工事検査手数料等	に改める。
-----	------------------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の別表第1の1の表の規定は、令和4年度の事

業年度から適用する。

伊勢市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社グラファーが提供する Graffer スマート申請を利用して納付される証明書の交付に係る手数料及び郵送料の指定受託納付者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

令和 4 年 2 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定をした日

令和 4 年 1 月 25 日

伊勢市告示第 20 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 4 年 2 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	村 田 正 美
	伊勢市上地町 1423 番地
変更後	中 川 孝 夫
	伊勢市上地町 1983 番地

伊勢市告示第21号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年2月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

令和3年12月24日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

二見町1、神久3②及び神久4①

4 調査期間

令和4年2月7日から令和4年3月31日まで

伊勢市告示第 22 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 2 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 1 月 27 日 午前 9 時 00 分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	8 台
計			8 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 23 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 4 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 4 年 2 月 21 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和4年2月8日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和4年2月14日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
 - 議案第5号 令和4年度教育関係予算について
 - 議案第6号 令和3年度教育関係補正予算（第14号）について
 - 議案第7号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について
 - 議案第8号 奨学生の決定について
 - 議案第9号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定による、
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人
名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記
のとおり定めます。

令和4年2月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 公表の方法 伊勢市公告式条例による
- 2 公表に係る閲覧状況の期間
自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年 12月 31日
- 3 公表の時期 令和4年2月

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く）の状況について、次のとおり公表します。

令和4年2月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 令和3年1月1日

至 令和3年12月31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 令和3年1月1日
至 令和3年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	宿典泰 (伊勢市議会議員)	後援会案内等の送付先の抽出	R3. 9. 21	全地区 (2377人)	省略	第28条の2第1項
2	楠木宏彦 (伊勢市議会議員)	機関紙等送付先の抽出	R3. 9. 22	神社投票区及び大湊投票区 (7568人)	省略	第28条の2第1項
3	楠木宏彦 (伊勢市議会議員)	機関紙等送付先の抽出	R3. 10. 1	大湊投票区 (2570人)	省略	第28条の2第1項
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 令和3年1月1日
至 令和3年12月31日

公職選挙法第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	一般社団法人 新情報センター	総務省が実施する消費動向調査の対象者抽出	R3. 8. 3	田尻町及び黒瀬町 (72人)	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
2	株式会社 サーベイリサーチセンター	大阪大学が実施する「2022年階層と社会意識全国調査」の対象者抽出	R3. 9. 27	厚生第3投票区 (32人)	東京都荒川区西日暮里2-40-10	第28条の3第1項
3	一般社団法人 共同通信社	世論調査の対象者抽出	R3. 9. 28	厚生第3・城田第2投票区 (24名)	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
4	株式会社 東京商工リサーチ 津支店	三重県実施する「令和3年度防災に関する県民意識調査」の対象者抽出	R3. 10. 13	全地区 (343人)	三重県津市栄町1丁目840 グランスクエア津	第28条の3第1項
5	読売新聞津支局	「読売全国世論調査」の調査用紙送付先抽出	R3. 11. 18	御薗第2投票区 (45人)	三重県津市久居元町2198-2	第28条の3第1項
6	株式会社 東京商工リサーチ 津支店	「第11回みえ県民意識調査」の調査用紙送付先抽出	R3. 11. 26	全地区 (710) 人	三重県津市栄町1丁目840 グランスクエア津	第28条の3第1項
7	一般社団法人 中央調査社	「第49回衆議院議員総選挙に関する調査」実施のための対象者抽出	R3. 11. 30	倭町 (17人)	東京都中央区銀座5-15-8	第28条の3第1項
8	株式会社 スクウェア 三重事務所	三重県主催「e-モニター」の対象者抽出	R3. 12. 10	全地区 (670) 人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農業委員会第194回総会を次のとおり招集します。

令和4年2月10日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年2月15日（火）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
 - 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

伊勢市上下水道事業告示第 3 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 4 年 2 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 4 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
船江 4 丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第6号

公 示 送 達

下記の者の令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和4年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略

伊勢市公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第8号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和4年2月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。